



千葉労働局発表
平成 31 年 4 月 10 日

千葉労働局職業安定部
職業対策課長 若林 正一
職業対策課長補佐 日暮 信義
地方障害者雇用担当官 鹿野 和幸
電話 043-221-4391 (代表)
043-221-4392 (直通)

報道関係者各位

平成 30 年 障害者雇用状況の集計結果

〔民間企業の雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新〕

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、常用雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けられている事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0%→2.2%）。

千葉労働局では、今般、平成 30 年 6 月 1 日現在における管内の民間企業の同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

ポ イ ン ト

【民間企業】（法定雇用率 2.2%）

- 雇用障害者数は 10,988.5 人、対前年 10.6%（1,051.0 人）増加（15 年連続で過去最高）
うち精神障害者の雇用数が対前年 39.1%（454.5 人）増加
- 実雇用率は 2.02%、対前年比 0.11 ポイント上昇（7 年連続で過去最高）
- 法定雇用率達成企業の割合は 49.4%（対前年比 5.1 ポイント減少）

（注）障害者の数のカウントについては、別紙「法定雇用率とは」（4 ページ）の※を参照してください。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

民間企業における雇用状況

※報告対象企業は、平成 24 年までは 56 人以上規模企業、平成 25 年から平成 29 年までは 50 人以上規模企業、平成 30 年からは 45.5 人以上規模企業である。
(法定雇用率：1.8%→2.0%→2.2%)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5 人以上規模の企業：法定雇用率 2.2%）に雇用されている障害者数は 10,988.5 人で、前年より 1,051.0 人、10.6%増加し、15 年連続で過去最高となった。
- ・ 障害種別の雇用状況は、身体障害者は 6,182.0 人（対前年比 5.4%増）、知的障害者は 3,189.5 人（対前年比 9.6%増）、精神障害者は 1,617.0 人（対前年比 39.1%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、7 年連続で過去最高の 2.02%（前年は 1.91%）であった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は 49.4%（同 54.5%）と 5.1 ポイント減少した。

【第 1 表、第 1 図】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～50 人未満規模企業で 96.0 人、50～100 人未満で 1,511.5 人、100～300 人未満で 2,671.0 人、300～500 人未満で 975.5 人、500～1,000 人未満で 1,370.5 人、1,000 人以上で 4,364.0 人と全ての企業規模で増加した。
- ・ 実雇用率は、規模が大きいほど高く、民間企業全体の実雇用率（2.02%）と比較すると、
 - ⇒ 1,000 人以上規模企業（2.21%）、500～1,000 人未満（2.08%）については上回った。
 - ⇒ 300～500 人未満規模企業（1.88%）、100～300 人未満（1.88%）、50～100 人未満（1.88%）、45.5～50 人未満（1.90%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模 45.5～50 人未満で 32.1%、50～100 人未満で 48.7%、100～300 人未満で 54.1%、300～500 人未満で 40.0%、500～1,000 人未満で 48.6%、1,000 人以上で 45.6%となり、500～1,000 人未満規模企業について前年より上昇した。

【第 2 表(1)、第 3 表(1)、第 2 図】

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業・林業・漁業，鉱業」が 60.5 人、「建設業」が 160.5 人、「製造業」が 1,428.5 人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 35.0 人、「情報通信業」が 129.5 人、「運輸業」が 900.5 人、「卸売業，小売業」が 1,627.5 人、「金融業，保険業」が 359.5 人、「不動産業，物品賃貸業」が 149.5 人、「学術研究，専門・技術サービス業」が 1738.5 人、「宿泊業，飲食サービス業」が 238.0 人、「生活関連サービス業，娯楽業」が 331.5 人、「教育・学習支援業」が 159.5 人、「医療・福祉」が 2,186.5 人、「複合サービス事業」が 143.0 人、「サービス業」が 1,340.5 人であった。
- ・ 産業別の実雇用率では、「農業・林業・漁業，鉱業」(2.64%)、「医療・福祉」(2.46%) が法的雇用率に達している。さらに、「学術研究，専門・技術サービス業」(2.17%) 「金融業，保険業」(2.15%) と続いている。

【第 2 表(2)、第 3 表(2)、第 3 図】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成 30 年の法定雇用率未達成企業は 1,283 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業（1 人不足企業）が 880 社と、68.6%を占めている。
- ・ また、障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）が 733 社、未達成企業に占める割合は、57.1%となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

< 目 次 >

○ 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.2%）

第1表	概況・障害種別雇用状況・・・・・・・・・・	6
第2表	企業規模別・産業別の雇用状況・・・・・・・・	7
第3表	企業規模別・産業別の障害種別雇用状況・・	8
第1図	民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移 ・・・・・・・・	9
第2図	民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移	10
第3図	民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移	11
第4図	民間企業における規模別障害者の法定雇用率達成企業割合 の推移	12

第1表 民間企業等における雇用状況

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分			
一般の民間企業 〔2. 2%〕	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	2,535	542,794.0	2,078	589	5,342	1,803	10,988.5	1,342.0	2.02	1,252	49.4
	(2,215)	(519,911.5)	(1,940)	(591)	(4,402)	(2,129)	(9,937.5)	(1,112.0)	(1.91)	(1,207)	(54.5)

- 〔(1)の注〕
- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数の（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 () 内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5		a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5		c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	f.計 c+(d-e)×0.5+e		g.うち新規雇用分	
							f. うち新規雇用分						f. うち新規雇用分		e.d.のうち(注5)に該当する労働者				
一般の民間企業 〔2. 2%〕	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	10,988.5	1,616	404	2,273	546	6,182.0	541.0	462	185	1,627	907	3,189.5	350.0	942	850	500	1,617.0	451.0	
	(9,937.5)	(1,541)	(380)	(2,159)	(488)	(5,865.0)	(496.0)	(399)	(211)	(1,464)	(874)	(2,910.0)	(321.0)	(779)	(767)	(-)	(1,162.5)	(295.0)	

- 〔(2)の注〕
- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄のの計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 () 内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 企業規模別・産業別の雇用状況

(1) 規模別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新 規雇用分			
規模計	企業 2,535	人 542,794.0	人 2,078	人 589	人 5,342	人 1,803	人 10,988.5	人 1,342.0	% 2.02	企業 1,252	% 49.4
	(2,215)	(519,911.5)	(1,940)	(591)	(4,402)	(2,129)	(9,937.5)	(1,112.0)	(1.91)	(1207)	(54.5)
45.5～ 100人未満	企業 1,281	人 85,496.0	人 269	人 121	人 747	人 403	人 1,607.5	人 234.0	% 1.88	企業 606	% 47.3
	(989)	(69,605.5)	(196)	(139)	(487)	(604)	(1,320.0)	(212.5)	(1.90)	(514)	(52.0)
100～ 300人未満	938	142,301.0	507	155	1,360	284	2,671.0	402.5	1.88	507	54.1
	(910)	(138,206.5)	(493)	(147)	(1,133)	(259)	(2,395.5)	(322.0)	(1.73)	(528)	(58.0)
300～ 500人未満	150	51,934.5	226	44	445	69	975.5	142.5	1.88	60	40.0
	(155)	(53,758.0)	(224)	(40)	(415)	(101)	(953.5)	(120.5)	(1.77)	(86)	(55.5)
500～ 1,000人未満	109	65,978.5	278	54	697	127	1,370.5	167.5	2.08	53	48.6
	(104)	(63,331.5)	(262)	(53)	(576)	(134)	(1,220.0)	(126.5)	(1.93)	(47)	(45.2)
1,000人以上	57	197,084.0	798	215	2,093	920	4,364.0	395.5	2.21	26	45.6
	(57)	(195,010.0)	(765)	(212)	(1,791)	(1,031)	(4,048.5)	(330.5)	(2.08)	(32)	(56.1)

(注) 第1表 (1)1～7と同じ

(2) 産業別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新 規雇用分			
産業計	企業 2,535	人 542,794.0	人 2,078	人 589	人 5,342	人 1,803	人 10,988.5	人 1,342.0	% 2.02	企業 1,252	% 49.4
	(2,215)	(519,911.5)	(1,940)	(591)	(4,402)	(2,129)	(9,937.5)	(1,112.0)	(1.91)	(1207)	(54.5)
農・林・漁業、 鉱業	企業 19	人 2,289.5	人 13	人 3	人 25	人 13	人 60.5	人 1.0	% 2.64	企業 9	% 47.4
	(13)	(1,816.0)	(14)	(4)	(24)	(10)	(61.0)	(2.0)	(3.36)	(9)	(69.2)
建設業	111	10,623.0	44	3	68	3	160.5	32.0	1.51	48	43.2
	(78)	(8,872.0)	(28)	(4)	(68)	(2)	(129.0)	(13.5)	(1.45)	(38)	(48.7)
製造業	480	74,582.0	292	29	779	73	1,428.5	189.5	1.92	262	54.6
	(433)	(70,999.0)	(264)	(23)	(631)	(69)	(1,216.5)	(94.0)	(1.71)	(248)	(57.3)
電気・ガス・熱 供給・水道業	7	1,702.0	11	1	12	0	35.0	7.0	2.06	3	42.9
	(6)	(1,635.5)	(9)	(0)	(11)	(0)	(29.0)	(3.0)	(1.77)	(2)	(33.3)
情報通信業	55	8,779.0	34	3	57	3	129.5	19.0	1.48	18	32.7
	(51)	(8,540.5)	(32)	(1)	(52)	(8)	(121.0)	(25.0)	(1.42)	(22)	(43.1)
運輸業	278	43,903.0	195	21	471	37	900.5	115.0	2.05	141	50.7
	(247)	(41,552.0)	(175)	(30)	(395)	(28)	(789.0)	(72.5)	(1.90)	(133)	(53.8)
卸売業、小売 業	354	89,997.0	295	78	855	209	1,627.5	206.0	1.81	146	41.2
	(321)	(90,408.0)	(301)	(73)	(777)	(251)	(1,577.5)	(201.5)	(1.74)	(147)	(45.8)
金融業、保険 業	25	16,728.0	106	5	139	7	359.5	20.0	2.15	11	44.0
	(25)	(16,792.5)	(108)	(4)	(127)	(11)	(352.5)	(40.5)	(2.10)	(13)	(52.0)
不動産業、 物品賃貸業	41	8,547.5	37	5	68	5	149.5	19.5	1.75	15	36.6
	(32)	(8,128.5)	(33)	(7)	(65)	(7)	(141.5)	(23.0)	(1.74)	(18)	(56.3)
学術研究、専門・ 技術サービス業	51	80,125.0	219	152	785	727	1,738.5	102.0	2.17	20	39.2
	(40)	(78,485.0)	(203)	(142)	(670)	(746)	(1,591.0)	(59.5)	(2.03)	(21)	(52.5)
宿泊業、飲食 サービス業	67	13,952.0	35	18	126	48	238.0	43.5	1.71	26	38.8
	(59)	(12,496.5)	(37)	(16)	(116)	(51)	(231.5)	(32.5)	(1.85)	(31)	(52.5)
生活関連サービス 業、娯楽業	125	19,208.0	53	27	170	57	331.5	33.0	1.73	52	41.6
	(107)	(18,634.0)	(46)	(27)	(129)	(128)	(312.0)	(69.0)	(1.67)	(50)	(46.7)
教育・ 学習支援業	64	10,717.0	38	10	68	11	159.5	37.5	1.49	22	34.4
	(52)	(9,814.0)	(37)	(9)	(52)	(6)	(138.0)	(12.5)	(1.41)	(24)	(46.2)
医療・福祉	564	88,961.5	356	189	1,018	535	2,186.5	375.5	2.46	332	58.9
	(506)	(82,925.0)	(317)	(209)	(654)	(729)	(1,861.5)	(298.0)	(2.24)	(312)	(61.7)
複合 サービス事業	33	6,936.0	36	5	63	6	143.0	12.5	2.06	14	42.4
	(30)	(6,790.0)	(27)	(5)	(57)	(5)	(118.5)	(7.5)	(1.75)	(12)	(40.0)
サービス業	261	65,743.5	314	40	638	69	1,340.5	129.0	2.04	133	51.0
	(215)	(62,023.0)	(309)	(37)	(574)	(78)	(1,268.0)	(158.0)	(2.04)	(127)	(59.1)

(注) 第1表 (1)1～7と同じ

第3表 企業規模別・産業別の障害種別雇用状況

(1) 規模別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	f.計 c+(d-e)×0.5+e		g. うち新規雇用分
							f. うち新規雇用分									e.dのうち注5に該当する労働者		
規模計	10,988.5 (9,937.5)	1,616 (1,541)	404 (380)	2,273 (2,159)	546 (488)	6,182.0 (5,865.0)	541.0 (496.0)	462 (399)	185 (211)	1,627 (1,464)	907 (874)	3,189.5 (2,910.0)	350.0 (321.0)	942 (779)	850 (767)	500 (-)	1,617.0 (1,162.5)	451.0 (295.0)
45.5～ 100人未満	1,607.5 (1,320.0)	210 (156)	82 (93)	295 (251)	105 (96)	849.5 (704.0)	86.5 (84.0)	59 (40)	39 (46)	196 (145)	164 (180)	435.0 (361.0)	64.5 (50.0)	119 (91)	271 (328)	137 (-)	323.0 (255.0)	83.0 (78.5)
100～ 300人未満	2,671.0 (2,395.5)	420 (416)	104 (94)	657 (636)	120 (85)	1,661.0 (1,604.5)	179.5 (170.5)	87 (77)	51 (53)	322 (288)	113 (81)	603.5 (535.5)	85.0 (76.5)	247 (209)	185 (93)	134	406.5 (255.5)	138.0 (75.0)
300～ 500人未満	975.5 (953.5)	185 (186)	31 (25)	223 (242)	31 (36)	639.5 (657.0)	55.5 (58.0)	41 (38)	13 (15)	108 (92)	23 (28)	214.5 (197.0)	49.5 (33.0)	86 (81)	43 (37)	28 (-)	121.5 (99.5)	37.5 (29.5)
500～ 1,000人未満	1,370.5 (1,220.0)	220 (212)	33 (37)	340 (302)	27 (28)	826.5 (777.0)	70.5 (56.0)	58 (50)	21 (16)	173 (159)	73 (62)	346.5 (306.0)	47.5 (41.0)	150 (115)	61 (44)	34	197.5 (137.0)	49.5 (29.5)
1,000人以上	4,364.0 (4,048.5)	581 (571)	154 (131)	758 (728)	263 (243)	2,205.5 (2,122.5)	149.0 (127.5)	217 (194)	61 (81)	828 (780)	534 (523)	1,590.0 (1,510.5)	103.5 (120.5)	340 (283)	290 (265)	167 (-)	568.5 (415.5)	143.0 (82.5)

(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

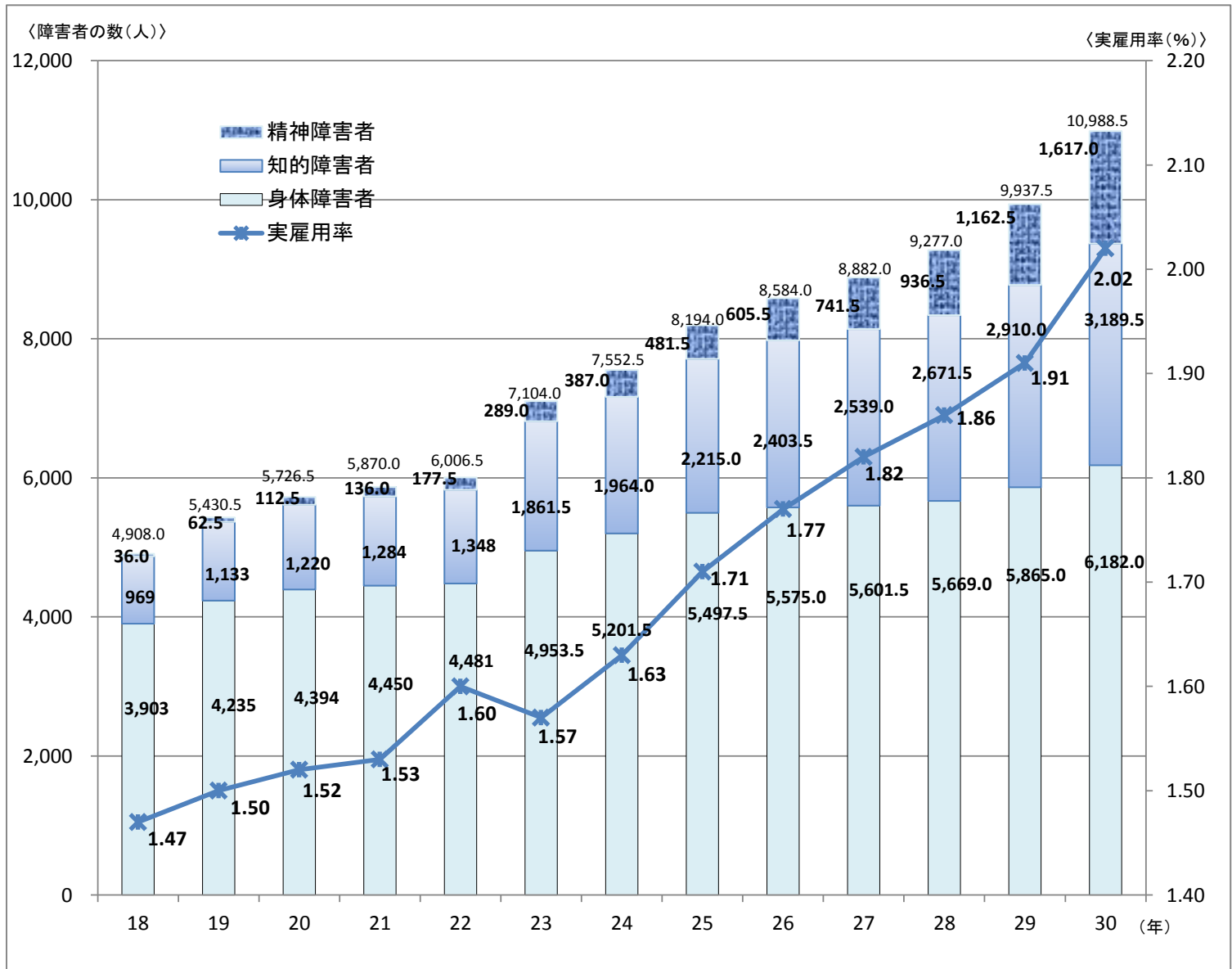
(2) 産業別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	f.計 c+(d-e)×0.5+e		g. うち新規雇用分
							f. うち新規雇用分									e.dのうち注5に該当する労働者		
産業計	10,988.5 (9,937.5)	1,616 (1,541)	404 (380)	2,273 (2,159)	546 (488)	6,182.0 (5,865.0)	541.0 (496.0)	462 (399)	185 (211)	1,627 (1,464)	907 (874)	3,189.5 (2,910.0)	350.0 (321.0)	942 (779)	850 (767)	500 (-)	1,617.0 (1,162.5)	451.0 (295.0)
農、林、漁業、鉱業	60.5 (61.0)	3 (5)	0 (1)	12 (11)	1 (2)	18.5 (23.0)	0.0 (2.0)	10 (9)	3 (3)	10 (10)	9 (7)	37.5 (34.5)	1.0 (0.0)	3 (3)	3 (1)	0 (-)	4.5 (3.5)	0.0 (0.0)
建設業	160.5 (129.0)	43 (27)	3 (4)	48 (49)	2 (1)	138.0 (107.5)	27.0 (9.5)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	6.0 (6.0)	1.0 (1.0)	14 (15)	3 (1)	2 (-)	16.5 (15.5)	4.0 (3.0)
製造業	1,428.5 (1,216.5)	231 (223)	18 (15)	353 (325)	33 (31)	849.5 (801.5)	77.0 (50.0)	61 (41)	11 (8)	258 (201)	32 (23)	407.0 (302.5)	58.0 (28.5)	150 (105)	26 (15)	18	172.0 (112.5)	54.5 (15.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	35.0 (29.0)	11 (9)	1 (0)	10 (9)	0 (0)	33.0 (27.0)	7.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2 (2)	0 (0)	0 (-)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)
情報通信業	129.5 (121.0)	33 (31)	3 (1)	29 (28)	1 (1)	98.5 (91.5)	10.0 (14.0)	1 (1)	0 (0)	6 (7)	2 (2)	9.0 (10.0)	2.0 (3.0)	17 (17)	5 (5)	5 (-)	22.0 (19.5)	7.0 (8.0)
運輸業	900.5 (789.0)	159 (141)	13 (15)	258 (243)	21 (13)	599.5 (546.5)	53.0 (31.0)	36 (34)	8 (15)	120 (92)	10 (5)	205.0 (177.5)	31.0 (20.0)	81 (60)	18 (10)	12 (-)	96.0 (65.0)	31.0 (21.5)
卸売・小売業	1,627.5 (1,577.5)	228 (236)	44 (37)	303 (303)	64 (68)	835.0 (846.0)	68.0 (72.5)	67 (65)	34 (36)	290 (304)	102 (95)	509.0 (517.5)	60.0 (81.5)	189 (170)	116 (88)	73 (-)	283.5 (214.0)	78.0 (47.5)
金融、保険業	359.5 (352.5)	105 (108)	5 (4)	93 (91)	7 (8)	311.5 (315.0)	11.0 (34.0)	1 (0)	0 (0)	16 (14)	0 (0)	18.0 (14.0)	4.0 (1.0)	29 (22)	1 (3)	1 (-)	30.0 (23.5)	5.0 (5.5)
不動産業 物品賃貸業	149.5 (141.5)	37 (33)	5 (7)	49 (47)	4 (2)	130.0 (121.0)	17.5 (17.0)	0 (0)	0 (0)	9 (10)	1 (2)	9.5 (11.0)	1.0 (2.0)	6 (8)	4 (3)	4 (-)	10.0 (9.5)	1.0 (4.0)
学術研究、 専門・技術サービス業	1,738.5 (1,591.0)	189 (179)	115 (99)	254 (258)	200 (168)	847.0 (799.0)	21.0 (14.0)	30 (24)	37 (43)	328 (315)	449 (436)	649.5 (624.0)	23.0 (21.5)	115 (97)	166 (142)	88 (-)	242.0 (168.0)	58.0 (24.0)
宿泊業、 飲食サービス業	238.0 (231.5)	20 (22)	14 (11)	32 (34)	15 (7)	93.5 (92.5)	14.5 (8.0)	15 (15)	4 (5)	72 (67)	23 (32)	117.5 (118.0)	20.5 (17.5)	18 (15)	14 (12)	4 (-)	27.0 (21.0)	8.5 (7.0)
生活関連、 娯楽業	331.5 (312.0)	41 (36)	22 (20)	79 (71)	24 (35)	195.0 (180.5)	9.0 (27.0)	12 (10)	5 (7)	28 (32)	22 (25)	68.0 (71.5)	4.0 (12.0)	26 (26)	48 (68)	37 (-)	68.5 (60.0)	20.0 (30.0)
教育・ 学習支援業	159.5 (138.0)	34 (37)	10 (9)	36 (34)	6 (4)	117.0 (119.0)	18.5 (10.5)	4 (0)	0 (0)	7 (3)	0 (0)	15.0 (3.0)	11.0 (0.0)	23 (15)	7 (2)	2 (-)	27.5 (16.0)	8.0 (2.0)
医療・福祉	2,186.5 (1,861.5)	265 (242)	113 (124)	367 (338)	124 (109)	1072.0 (1,000.5)	130.0 (123.0)	91 (75)	76 (85)	242 (189)	234 (227)	617.0 (537.5)	99.0 (77.0)	165 (127)	421 (393)	244 (-)	497.5 (323.5)	146.5 (98.0)
複合 サービス事業	143.0 (118.5)	26 (23)	3 (3)	40 (42)	2 (2)	96.0 (92.0)	5.5 (6.5)	10 (4)	2 (2)	11 (7)	3 (3)	34.5 (18.5)	1.0 (0.0)	11 (8)	2 (0)	1 (-)	12.5 (8.0)	6.0 (1.0)
サービス業	1,340.5 (1,268.0)	191 (189)	35 (30)	310 (276)	42 (37)	748.0 (702.5)	72.0 (74.0)	123 (120)	5 (7)	226 (209)	20 (17)	487.0 (464.5)	33.5 (56.0)	93 (89)	16 (24)	9 (-)	105.5 (101.0)	23.5 (28.0)

(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

第1図 民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移

各年6月1日現在



〈法定雇用率〉 1.8% → 2.0% → 2.2%

注1 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模企業、平成25年から平成29年までは50人以上規模企業、平成30年は45.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降
 平成22年まで
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年以降
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 知的障害者である短時間労働者
 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 精神障害者である短時間労働者(※)
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

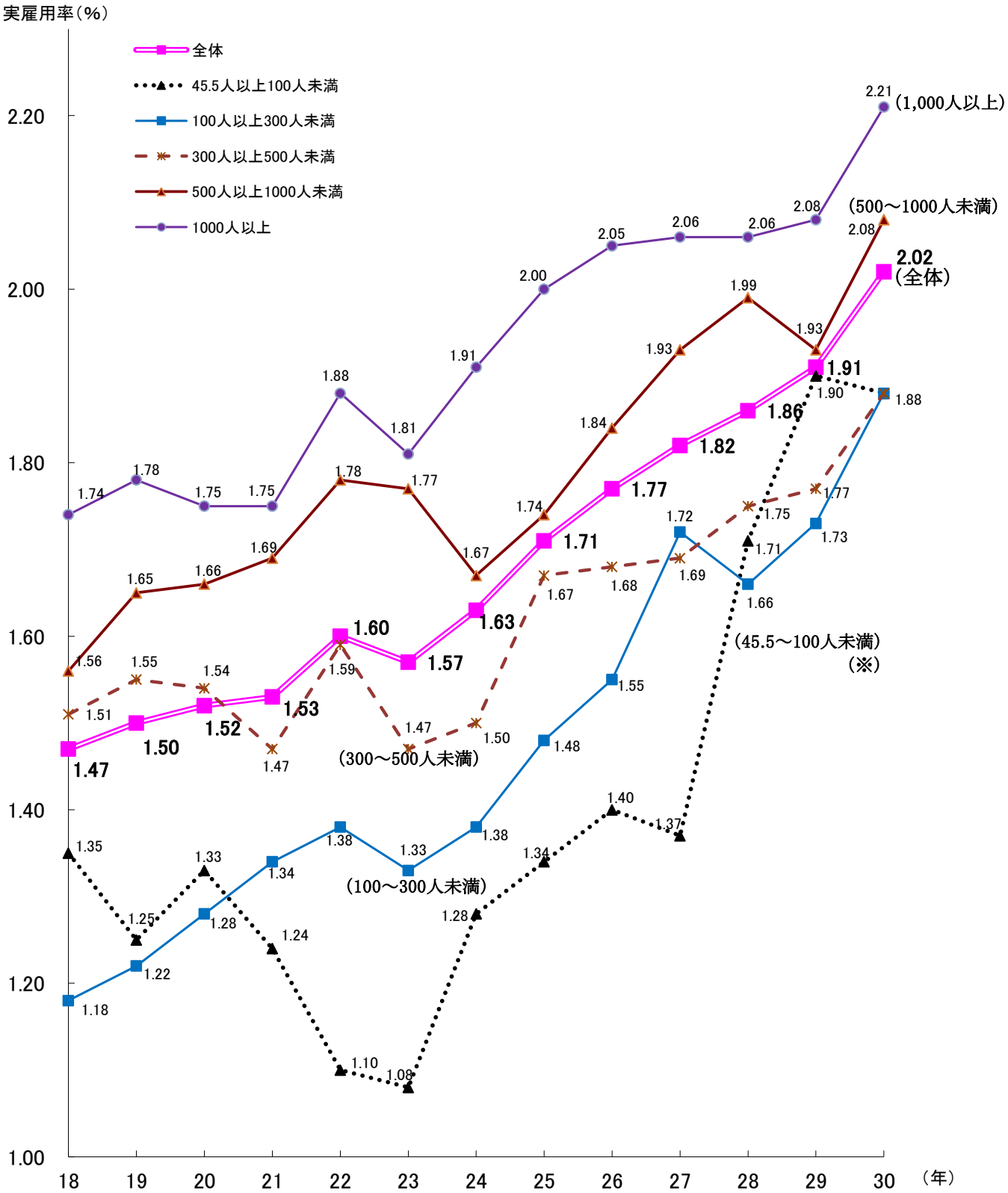
※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

第2図 民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移

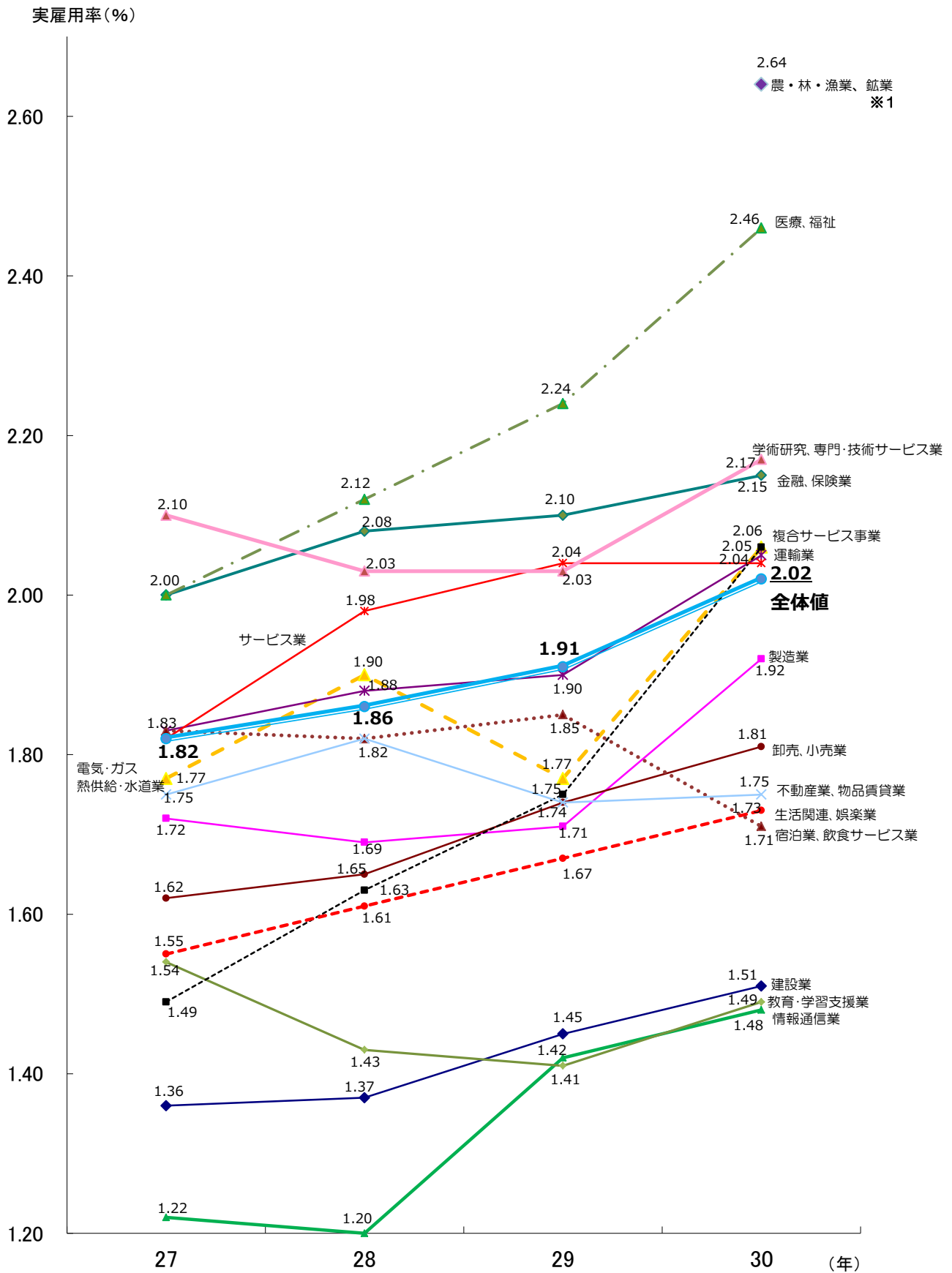
各年6月1日現在



※ 24年までは56~100人未満
※ 25年から29年までは50~100人未満

第3図 民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在

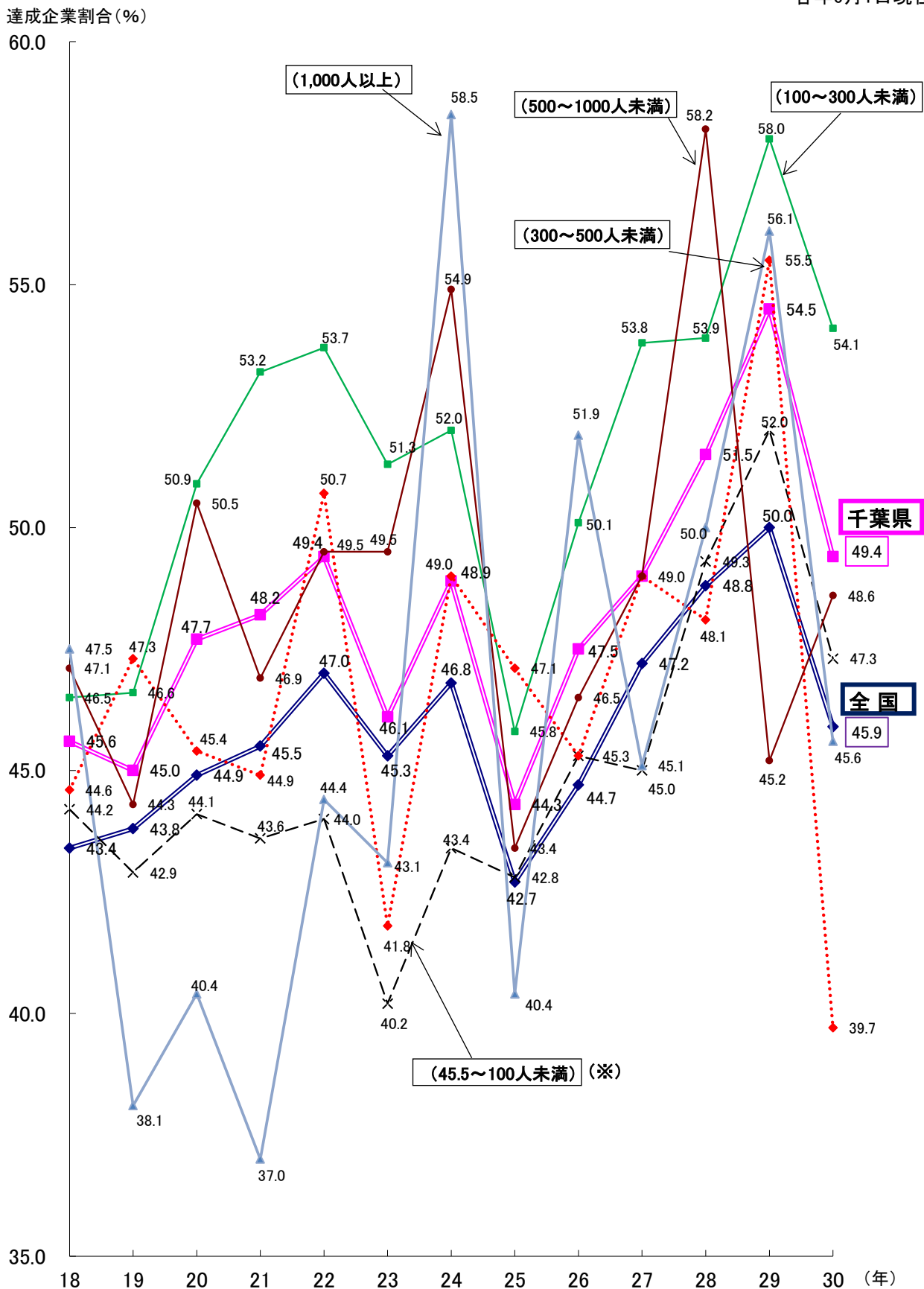


※1 グラフの作成上、平成29年度までは労働者数が1,850人に満たなかった農・林・漁業及び鉱業は除いていた。

【参考】農・林・漁業及び鉱業の雇用率(平成27年度:4.20%、平成28年度:3.86%、平成29年度:3.36%)

第4図 民間企業における規模別障害者の法定雇用率達成企業割合の推移

各年6月1日現在



※ 24年までは56～100人未満

※ 25年から29年までは50～100人未満